

未支給【年金・保険給付】請求書・死亡届（報告書）について

死亡届（報告書）は4ページにあります

未支給（年金・保険給付）とは①②の年金となります

年金の支払いは、お亡くなりになった月分までとなります。

- ① 年金を受けている方がお亡くなりになった時にまだ受け取っていない年金
- ② お亡くなりになった日より後に振込みされた年金のうち、お亡くなりになった月分までの年金

この請求書は、お亡くなりになった方にお支払いをすべき年金があるとき、その人と生計を同じくしていた遺族（下の枠内）が未支給の年金・保険給付として請求をする際に使用します。また、年金の受給権がある人が請求せずにお亡くなりになった場合、未支給請求者が請求を行うときにも使用します。

未支給の年金・保険給付を請求できない方は、死亡届（報告書）のみ記入してください。

（※）遺族の範囲は次のとおりです。

未支給の年金・保険給付を受けることができる方および順位

（国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金（JR、JT、NTT、農林を除く））

死亡した受給権者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族（注）

（注）子の配偶者・配偶者の父母、孫の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、配偶者の祖父母、曾孫、曾祖父母、曾孫の配偶者、甥・姪、おじ・おば、甥・姪の配偶者、おじ・おばの配偶者、配偶者の曾祖父母、配偶者の甥・姪、配偶者のおじ・おば
上記以外にも配偶者の子（配偶者の前婚における子）等民法上における3親等内の親族も含まれます。

（共済年金（JR、JT、NTT、農林に限る））

1. 死亡した受給権者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母
（子または孫は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあって配偶者がいない人または組合員であった人の死亡当時から引き続き障害等級の1級もしくは2級に該当する障害の状態にある人）
2. 上記1以外の死亡した受給権者の相続人（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、甥姪等）

◇未支給の年金・保険給付を受けることができる方の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族の順位となります。

◇自分より先順位者がいる場合は、未支給の年金・保険給付を受けることはできません。

◇配偶者には、市区町村には届出はしていないが死亡した受給権者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった方も含みます。

◇被用者年金一元化法施行（平成27年10月）以降に、複数の年金を受ける権利が発生した方がお亡くなりになった場合には、この請求書を日本年金機構または共済組合等のいずれか1ヶ所に提出することにより、それぞれの年金の手続きが可能となります。

この請求書に添えなければならない書類

死亡届（報告書）のみを提出する場合の添付書類は、4ページをご覧ください。

（未支給【年金・保険給付】請求書および死亡届（報告書）を提出する場合）

1. 死亡した受給権者の年金証書（添えることができないときは、死亡届（報告書）に事由を記入してください）。
2. 死亡した受給権者の死亡の事実を明らかにすることができる書類（**戸籍の謄本**もしくは**抄本**、**死亡診断書**（コピー可）、**住民票**など）。
旧国民年金法の年金受給権者の場合は不要です。
3. 死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる**市区町村長の証明書**、または**戸籍の謄本**もしくは**抄本**（例 未支給請求者が受給権者の子の場合で「子の戸籍抄本」の父母欄で身分関係が確認できる場合は「請求者（子）の戸籍抄本」）。
住民票でこれに代えることはできません。
4. 死亡した受給権者の**住民票（除票）**と請求者の**世帯全員の住民票**（住民票上、死亡した受給権者と請求者の住所が異なっているときは、5ページの「生計同一に関する添付書類一覧表」の区分により必要な「**第三者の証明書**」、「**生計同一関係を証明する書類**」など）。
5. ⑤に金融機関またはゆうちょ銀行（郵便局）の証明を受けていない方は**預貯金通帳**（コピー可）。くわしくは2ページの6をご覧ください。
6. 死亡した受給権者が年金給付または保険給付の年金請求書を提出していなかったときは、その年金請求書とその添付書類など。
7. 請求者が配偶者で、市区町村長に届出はしていないが死亡した受給権者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった方は、その事実を明らかにする書類。

◇ 同順位者が2名以上ある場合は、そのうちの1名が代表して請求してください。

◇ 死亡した受給権者名義の送金通知書があれば必ず一緒に提出してください。

◇ 請求書を提出されてから**未支給年金・保険給付が支払われるまでにおおむね3ヶ月かかります**。

◇ 代理の方が手続きをする場合は、ご本人の委任状、代理人の本人確認ができる書類が必要です。

◇ 審査の過程で、添付していただいた書類以外の書類が必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■添付書類は、「コピー」、「コピー可」と記載されているもの以外は、原本を添付してください。

■戸籍謄本、住民票等の添付書類は未支給請求書提出日の6カ月以内に交付されたものをご用意ください。

■戸籍謄本、住民票等（年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除きます。）の原本については、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいた上で、お返しいたします。（第三者証明、診断書等、原本返却できない書類もあります。）

記入上の注意

(未支給【年金・保険給付】請求書および死亡届（報告書）に共通した注意事項)

1. 請求者および届出者本人が自ら署名する場合、押印は不要です。
(押印される場合は3ページ、4ページに押印してください)
2. ①には死亡した受給権者の個人番号または基礎年金番号・年金コードを記入してください。
また、死亡した受給権者が複数の年金を受けていたときは、すべての年金コードを記入してください。ただし、年金毎に未支給請求される方が異なる場合は、請求する年金コードのみ記入してください。
なお、①に記入すべき年金を請求中であるときは、⑤に年金の種類、提出した年金事務所の名称および提出年月日を記入してください。
3. ②および③の元号は、該当する文字を○印で囲んでください。
4. ◆は、死亡した方が厚生年金保険・船員保険・統合共済（三共済（JR、NTT、JT）・農林共済）の年金のみならず、共済組合等で支給する共済年金も受給していた場合、あわせて共済の未支給年金（未済の年金）の請求を希望するかどうか、該当する文字（はい・いいえ）を○印で囲んでください。共済年金と国民（基礎）年金のみ受けている方は、別途、共済組合等に請求が必要です。
5. ④には請求者または届出者の電話番号を記入してください。(携帯電話も可)

(未支給【年金・保険給付】請求書にかかる注意事項)

6. ⑥は、「金融機関」または「ゆうちょ銀行（郵便局）」のいずれか一方を記入し、口座番号などについて金融機関またはゆうちょ銀行（郵便局）の証明を受けてください。なお、年金事務所などの窓口で直接預貯金通帳を持参される場合や、預貯金通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人フリガナが記載された部分）を添付される場合は、金融機関の証明は必要ありません。口座をお持ちでない方や口座でのお受取りが困難な事情がある方は、お受取り方法について、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。
7. ⑦は、受給権者が死亡した当時、受給権者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族の各欄の該当する文字（いる・いない）を○印で囲んでください。
8. ⑧は、共済年金の未支給年金を請求する場合、該当する文字を○印で囲んでください。
9. ⑨は請求者が配偶者または子の場合であって、住民票上世帯を別にしているが、住所が住民票上同一であるときに記入してください。受給権者の死亡当時は同じ世帯であったが、世帯主の死亡により世帯主が変更されたことが住民票から読み取れない場合も、記入してください。

※死亡届（報告書）のみを提出する場合の添付書類は、死亡届（報告書）をご覧ください。

年金受給権者死亡届（報告書）・未支給【年金・保険給付】請求書という年金給付、保険給付の種類

(国民年金)

老齢基礎年金、老齢年金、通算老齢年金、障害基礎年金、障害年金、遺族基礎年金、寡婦年金、母子年金、準母子年金、遺児年金

(厚生年金保険)

老齢厚生年金、老齢年金、特例老齢年金、通算老齢年金、障害厚生年金、障害年金、障害手当金、遺族厚生年金、遺族年金、通算遺族年金、特例遺族年金

(船員保険)

老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族年金、通算遺族年金、特例遺族年金、遺族一時金、遺族年金差額一時金

(共済年金)

退職共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害共済年金、障害年金、遺族共済年金、遺族年金、通算遺族年金

※ただし、共済年金の特例支給部分は除きます。

二次元コード

国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金
未支給【年金・保険給付】請求書

※基礎年金番号(10桁)で届出する場合は、左詰めでご記入ください。

45 46 48

死亡された方

死亡した受給権者	① 個人番号(または基礎年金番号)および年金コード	個人番号(または基礎年金番号)				年金コード (複数請求する場合は右の欄に記入)			
	② 生年月日	明治・大正・昭和・平成		年	月		日		
	⑦ (フリガナ) 氏名	(氏)				(名)			
	③ 死亡した年月日	昭和・平成		年	月		日		

死亡した方が厚生年金保険・船員保険・統合共済の年金以外に共済組合等で支給する共済年金も受給していた場合、あわせて共済の未支給年金(未済の給付)の請求を希望しますか。※共済年金と国民(基礎)年金のみ受けている方は、別途共済組合等に請求が必要です。 はい・いいえ

請求される方

請求者	④ (フリガナ) 氏名	(氏)				(名)				⑤ 続柄	※続柄		
	⑦ 郵便番号	〒				① 電話番号				-			
	⑧ (フリガナ) 住所	※住所コード		市区町村									
	⑨ 年金受取機関	(フリガナ)				口座名義人氏名							
年金送金先	1. 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)	金融機関コード				支店コード				預金種別			
	2. ゆうちょ銀行 (郵便局)	金融機関コード				支店コード				口座番号 (左詰めで記入)			
	貯金通帳の口座番号	金融機関またはゆうちょ銀行の証明				※				請求者の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることを確認してください。			
	記号 (左詰めで記入)	番号 (右詰めで記入)				印							

㊤ 受給権者の死亡当時、受給権者と生計を同じくしていた次のような人がいましたか。

配偶者	子	父母	孫	祖父母	兄弟姉妹	その他3親等内の親族
いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない

㊦ 死亡した方が三共済(JR、NTT、JT)・農林共済年金に関する共済年金を受けていた場合に記入してください。

㊦ 死亡者からみて、あなたは相続人ですか。
(相続人の場合には、続柄についても記入してください) はい・いいえ (続柄)

㊧ 備考

請求される方で、別世帯の配偶者または子の場合

㊨ 別世帯となっていることについての理由書
次の理由により、住民票上、世帯が別となっているが、受給権者の死亡当時、その者と生計を同じくしていたことを申立します。(該当の理由に○印をつけてください)

請求者氏名

理由

- 受給権者の死亡当時、同じ住所に二世帯で住んでいたため。
(請求者が配偶者または子である場合であって、住民票上、世帯が別であったが、住所が同じであったとき)
- 受給権者の死亡当時は、同じ世帯であったが、世帯主の死亡により、世帯主が変更されたため。

死亡した受給権者と請求者の住所が住民票上異なっているが、生計を同じくしていた場合は「別居していることについての理由書」などが必要となります。用紙が必要な方は、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所などに問い合わせてください。

詳しくは1ページの未支給【年金・保険給付】請求書の「この請求書に添えなければならない書類」をご覧ください。

市区町村 受付年月日	実施機関等 受付年月日	平成 年 月 日 提出
		年金事務所記入欄
		※遺族給付同時請求 有(上)・無(外)
		※死亡届の添付 有・無

「記入上の注意」などをよく読んでから記入してください。
個人番号または基礎年金番号・年金コードが不明なときは、「※」印欄は、記入しないでください。
年金事務所の窓口でご相談ください。

生計同一に関する添付書類一覧表

添付書類については、1ページの「この請求書に添えなければならない書類」もご覧ください。

1. 請求される方が配偶者または子の場合

請求者の状況区分	提出書類
住民票上同一世帯に属しているとき	世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票）
住民票上世帯を別にしているが、住所が住民票上同一であるとき	① それぞれの世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票） ② 別世帯となっていることについての理由書（または④欄に記入してください）
住所が住民票上異なっているが、現に日常生活を共にし、かつ、生活上の家計を一つにしているとき	① それぞれの世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票） ② 同居についての申立書 ③ 別世帯となっていることについての理由書 ④ 生計を同じくしていた事情をご存じの民生委員・町内会長・家主・事業主など 第三者の証明書またはそれに代わる書類
単身赴任、就学または療養などのやむを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、その事情が消滅したときは、日常生活を共にし、生活上の家計を一つにするとき 例① 生活費、療養費などの経済的な援助が行われている場合 ② 定期的に音信、訪問が行われていること	① それぞれの世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票） ② 別居していることについての理由書 ③ 生活費など経済的な援助および定期的な音信、訪問が行われていた申立書 ④ 生計を同じくしていた事情をご存じの民生委員・町内会長・家主・事業主など 第三者の証明書またはそれに代わる書類

2. 請求される方が死亡された方の父母、孫、祖父母または兄弟姉妹、その他3親等内の親族である場合

請求者の状況区分	提出書類
住民票上同一世帯に属しているとき	世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票）
住民票上世帯を別にしているが、住所が住民票上同一であるとき	それぞれの世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票）
住所が住民票上異なっているが、現に日常生活を共にし、かつ、生活上の家計を一つにしているとき	① それぞれの世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票） ② 同居についての申立書 ③ 生計を同じくしていた事情をご存じの民生委員・町内会長・家主・事業主など 第三者の証明書またはそれに代わる書類
住所が住民票上異なっているが、生活費、療養費などについて生活の基盤となる経済的な援助が行われているとき	① それぞれの世帯全員の住民票（死亡した受給権者は住民票の除票） ② 経済的援助についての申立書 ③ 生計を同じくしていた事情をご存じの民生委員・町内会長・家主・事業主など 第三者の証明書またはそれに代わる書類

第三者の証明書に代わる書類（生計同一のわかるもの）について

（次のいずれかの書類をご用意ください。コピーでも差しつかえありません）

事項	提出書類
健康保険などの被扶養者になっている場合（国民健康保険は該当しません）	被扶養者であることを明らかにすることのできる健康保険被保険者証または組合員証など
給与計算上、扶養手当などの対象になっている場合	給与簿または賃金台帳など
税法上の扶養親族になっている場合	源泉徴収票または課税（非課税）証明書など
定期的に送金がある場合	定期的に送金されていたことのわかる現金封筒または預貯金通帳など

◇ 提出書類の「同居についての申立書」、「別世帯となっていることについての理由書」「生活費など経済的な援助が行われている申立書」などについてご不明な場合は、ねんきんダイヤルまたは年金事務所などへ問い合わせてください。

◇ 審査の過程で、添付していただいた書類以外の書類が必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。